

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
1 北海道	次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・刑法、児保法、児童福祉法、青少年健全育成条例、迷惑行為防止条例、ストーカー行為禁止命令等違反、その他類似する法令違反	免職
	次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・軽犯罪法(身体露出、窃視)、青少年健全育成条例(着用済み下着の買受け、児童ポルノ等の提供を求める行為)、迷惑行為防止条例(卑わいな言動)、ストーカー行為、その他類似する法令違反	免職、停職
	セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を罹患した場合	免職、停職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合	停職、減給
	不適切な身体接触行為等(性的な行為と受け取られるもの。)	減給、戒告
2 青森県	<セクシュアル・ハラスメント> 相手の意に反して又は職務における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした場合 ※わいせつな行為とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(盗撮等を含む。)、わいせつ目的をもって身体に触ること等をいう(以下同じ。)	免職又は停職
	<セクシュアル・ハラスメント> 上記に掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合 ※わいせつな言辭等の性的な言動とは、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう(以下同じ。)	停職又は減給
	<セクシュアル・ハラスメント> 上記の場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	<セクシュアル・ハラスメント> 上記に掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	<淫行>18歳未満の者に対して、淫行をした場合	免職
	<わいせつな行為> 相手の意に反してわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	<わいせつな行為> 上記に掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	<わいせつな行為> 上記の場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	<わいせつな行為> 上記に掲げるものを除くほか、相手の意に反してわいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
3 岩手県	相手の意に反し、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反し、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職又は停職
	相手の意に反し、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした職員	免職
	痴漢行為、のぞき、盗撮その他のわいせつ行為等をした職員 ※「その他のわいせつ行為等」とは、上記以外の「刑法」、「軽犯罪法」、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」等に違反するわいせつ行為等をいう。	免職、停職又は減給
4 宮城県	悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合	免職又は停職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合	減給又は戒告
5 秋田県	わいせつ行為を行った場合	免職又は停職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合	停職、減給又は戒告
6 山形県	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	わいせつな行為を行った場合	免職、停職又は減給
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	わいせつな言辭等の性的な言動を、相手の意に反することを認識の上で、繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
7 福島県	<公務外非行関係> ア 不同意わいせつ、又は不同意性交等をした場合	免職
	<公務外非行関係> イ わいせつを目的として盗撮をした、又はしようとした場合	免職・停職
	<公務外非行関係> ウ 公共の場所、又は公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職・停職
	<公務外非行関係> エ 法令等に違反して、上記アからウに定めるもののほか、公然わいせつ、のぞきその他のわいせつな行為、又は特定の者に対するストーカー行為等をした場合	免職・停職・減給
	<一般勤務関係> ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職・停職
	<一般勤務関係> イ 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした場合	免職・停職
	<一般勤務関係> ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合	停職・減給
	<一般勤務関係> エ ウにおいてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職・停職
	<一般勤務関係> オ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給・戒告

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
8 茨城県	暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	痴漢行為、のぞき及び盗撮等のわいせつ行為をした場合	免職、停職又は減給
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	上記の場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積により精神疾患を罹患した場合	免職又は停職
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動をした場合	減給又は戒告	
9 栃木県	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	免職、停職又は減給
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	免職又は停職
	この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	減給又は戒告
10 群馬県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	上記の場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職
11 埼玉県	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職又は停職
	公共の場所、公共の乗り物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用する場所又は乗り物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮及びのぞき等の行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮及びのぞき等の行為をした	免職又は停職
	法律又は条令に違反して、性交等又はわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員	免職又は停職
	法律又は条例に違反して盗撮行為又はのぞき行為を行った職員	免職又は停職
	法律に違反して、性的な姿態を撮影し、性的影像記録を提供又は保管し、性的な姿態の影像を送信し、送信された性的な姿態等の影像を記録等する行為のいずれか又は全てをした職員	免職又は停職
	法律又は条令に違反してストーカー行為を行った職員	停職、減給又は戒告
12 千葉県	上記の場合において、ストーカー行為を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した職員	停職又は減給
	上記の場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給
12 千葉県	わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	刑法第176条(不同意わいせつ罪)又は刑法第177条(不同意性交等罪)に規定する行為をした場合	免職
	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職又は停職
のぞき、不適切な裸体・下着姿の撮影(隠し撮りを含む。)その他のわいせつな行為を行った場合	免職、停職又は減給	

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
13 東京都	不同意わいせつ、16歳未満の者に対する面会要求等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、公然わいせつ、住居侵入(わいせつ等目的)、のぞき、痴漢行為・盗撮等の迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反、わいせつ物頒布等、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反等を行った場合(未遂が適用される法令違反については、未遂を含む。)	免職
	(保護者を対象とした行為) 同意の有無を問わず、性交又は性交類似行為を行った場合(未遂を含む。)	免職
	(保護者を対象とした行為) 同意の有無を問わず、直接又は着衣の上から、性的な部位(性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部)に触れる、又はキスをした場合 性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為をした場合 手段を問わず、わいせつな内容(※1)を送信等(※2)した場合 手段を問わず、わいせつな行為(※3)の誘導・誘惑を行った場合 性的羞恥心を害するような言動を繰り返し行った場合	免職、停職、減給
	(保護者を対象とした行為) 性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合(交際を求める、正当な理由なく自宅に入れたり、所属長の承認を受けることなく、自家用自動車等に同乗させたりする等を含む。)	減給、戒告
	(同僚等を対象とした行為) 地位を利用して、性交又は性交類似行為を行った場合	免職
	(同僚等を対象とした行為) 地位を利用して、わいせつな行為(※3)を行った場合 手段を問わず、わいせつな内容(※1)を繰り返し送信等(※2)したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返し行ったり、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返ししたりして、相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患する等した場合	免職、停職
	(同僚等を対象とした行為) 手段を問わず、わいせつな内容(※1)を繰り返し送信等(※2)したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返ししたり、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返ししたりした場合 手段を問わず、わいせつな行為(※3)の誘導・誘惑を行った場合 相手の意に反することを知りながら、性的な言動を行った場合	停職、減給
	(同僚等を対象とした行為) 職場等において性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合	減給、戒告
	(一般の者を対象とした行為) 性的な身体接触を行った場合、手段を問わず、わいせつな内容(※1)を送信等(※2)をした場合、性的な発言等のわいせつ性が認められる言動や性的羞恥心を害するような言動を行った場合	免職、停職、減給、戒告
	性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の※1～※3は以下のものを示す。 ※1 内容には、文書、図画、画像、映像、音声等又はこれらを表示可能とする電子的情報を含む。 ※2 送信等には、発信、発行、交付、呈示又は提供等を含む。 ※3 わいせつな行為とは、性交、性交類似行為、身体接触、キス、陰部等の露出、衣服を脱がせる等を指す。	
14 神奈川県	不同意わいせつ、性的姿態撮影等、痴漢、盗撮、のぞき等の法律、条例等に違反するわいせつな行為を行った場合	免職又は停職
	(セクシュアル・ハラスメント) a 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結ぶなどした場合、又はセクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことで相手強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	b セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給
	c a又はb以外の場合	減給
15 新潟県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつ言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職・減給
	上記の場合においてわいせつ言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことで相手強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職・停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給・戒告
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職・停職
公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	免職・停職・減給	
暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職・停職	
公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	免職・停職・減給	
16 富山県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を執拗に繰り返したことで相手強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	停職、減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	停職、減給
公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職、減給	
17 石川県	職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより法令に違反するわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反して、性的羞恥心を害する言動を繰り返した場合	停職又は減給
	性的羞恥心を害する言動を執拗に繰り返したことで相手強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反して、性的羞恥心を害する言動を行った場合	減給又は戒告
不同意性交等、不同意わいせつ、痴漢行為、のぞき・盗撮、ストーカー行為その他の法令に違反するわいせつな行為を行った場合	免職、停職又は減給	

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
18 福井県	不同意性交等、不同意わいせつ、痴漢行為、のぞき・盗撮、ストーカー行為その他の法令に違反するわいせつな行為を行った場合	免職、停職、減給
	他の者を不快にさせる性的な言動をした場合	停職、減給 (悪質な場合は免職)
19 山梨県	わいせつ行為をした場合	免職
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントをした場合	減給又は戒告
20 長野県	(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	(2) わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	(4) わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	(5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	(6) 強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	免職、停職又は減給
	(7) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した職員	免職、停職又は減給
21 岐阜県	痴漢行為、のぞき行為又は盗撮行為をした場合	免職、停職、減給又は戒告
	不同意わいせつ(刑法第176条各項に規定するわいせつな行為をいう。)をした場合	免職又は停職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反して児童ポルノの所持、提供、製造等をした場合	免職又は停職
	不同意わいせつ(刑法第176条各項に規定するわいせつな行為をいう。)をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 このうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	停職又は減給 免職又は停職
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 このうち、わいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	減給又は戒告 停職又は減給	
22 静岡県	不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした場合	免職、停職
	公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した場合	免職、停職、減給
23 愛知県	正当な理由なく、住居、浴場、更衣場、便所等において、衣服の全部若しくは一部を付けない状態でいる人を撮影する目的で、カメラ等を設置し、又は人の体に向けた場合	免職、停職、減給
	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職、減給
	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
	18歳未満の者に対して淫行をした場合	免職、停職
24 三重県	痴漢行為又は盗撮行為をした場合	免職、停職
	ストーカー行為をした場合	免職、停職、減給
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給
	この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告	
25 滋賀県	不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影響に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触れること等のわいせつ行為をした場合	免職、停職、又は減給
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員	停職、減給
	上記のうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員	減給、戒告
公共の場所または乗物において痴漢行為をした教職員	免職、停職、減給	
公共の場所もしくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着もしくは身体の盗撮行為をし、または通常衣服の全部もしくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした教職員	免職、停職、減給	

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
26 京都府	わいせつ行為を行った教職員	免職、停職
	セクシャル・ハラスメントを繰り返した教職員	停職、減給
	セクシャル・ハラスメントを繰り返したことにより、相手に重大な被害又は不利益を与えた教職員	免職、停職
	セクシャル・ハラスメントを行った教職員	減給、戒告
27 大阪府	職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をすること。	停職又は免職
	相手の意に反することを認識した上で、性的な言動をすること。	戒告又は減給
	相手の意に反することを認識した上で、常習的に性的な言動をすること。	減給又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、性的な言動をすることのうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	減給、停職又は免職
	暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。	免職
	公共の場所又は乗物における痴漢行為、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の盗撮、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態にある人の姿態の盗撮等(以下「卑わいな行為」という。)をすること。	停職又は免職
28 兵庫県	わいせつ行為によるセクシャル・ハラスメントを行った職員	免職、停職又は減給
	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな辞等の性的な言動」という。)によるセクシャル・ハラスメントを行った職員	停職、減給又は戒告
	18歳未満の者に対してわいせつな行為をした職員	免職
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員	免職
29 奈良県	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員	免職又は停職
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員	停職又は減給
	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときの当該教職員	免職又は停職
30 和歌山県	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員	減給又は戒告
	法律、条例等に違反するわいせつ行為 その他のわいせつ行為	免職 具体的な行為の態様等に応じて処分を決定
31 鳥取県	＜一般勤務関係＞ ア 暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為(不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(盗撮等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。)をした場合	免職又は停職
	＜一般勤務関係＞ イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	＜一般勤務関係＞ ウ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合で、当該言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	＜一般勤務関係＞ エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	＜一般勤務関係＞ オ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合で、当該言動により相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	＜公務外非関係＞ ア わいせつな行為をした場合	免職、停職又は減給
	＜公務外非関係＞ イ ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした場合	停職又は減給
	＜公務外非関係＞ ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
	上記を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
32 島根県	セクシャル・ハラスメントを繰り返した教職員	停職又は減給
	セクシャル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告
	児童生徒等以外の者に対して性犯罪・性暴力を行った場合	免職又は停職
	児童生徒等以外の者に対して、その者を不快にさせていることを認識した上で、セクシャル・ハラスメントを行った場合	減給又は戒告
33 岡山県	児童生徒等以外の者に対して、その者を不快にさせていることを認識した上で、セクシャル・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給
	児童生徒等以外の者に対して、その者を不快にさせていることを認識した上で、セクシャル・ハラスメントを行った場合において特に悪質と認められる場合	免職

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
34 広島県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	わいせつな行為を行った職員(暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員を除く)	免職、停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員(特に悪質な場合)	免職又は停職
35 山口県	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員	減給又は戒告
	わいせつ行為をした場合	免職又は停職
	セクシュアル・ハラスメントをした場合	停職、減給又は戒告
36 徳島県	セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職又は停職
	(1)強制性交 暴行又は脅迫を用いて婦女を姦淫した教職員	免職
	(2)強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員	免職
	(3)淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員	免職
	(4)児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員	免職
	(5)痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員	免職又は停職
	(6)その他わいせつな行為 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員	免職又は停職
	(1)職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員	免職又は停職
	(2)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辭等の性的言動」という)を繰り返した教職員	停職又は減給
	(3)(2)の場合において、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員	免職又は停職
(4)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った教職員	減給又は戒告	
権力や地位などを背景として、本来の業務の範疇を超えて、他の教職員の人格と尊厳を傷つける言動(パワーハラスメント)を行った教職員についても、上記(2)～(4)に準じて処分を行う。		
37 香川県	わいせつな行為を行った場合	免職、停職又は減給
	セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合	免職又は停職
	セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った場合	停職、減給又は戒告
38 愛媛県	【わいせつ行為】暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職、停職
	【わいせつ行為】痴漢行為、のぞき行為、盗撮行為その他のわいせつな行為及びストーカー行為をした場合	免職、停職、減給
	【セクシュアル・ハラスメント】暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を繰り返した場合	停職、減給
	【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
39 高知県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を繰り返した場合	停職又は減給
	この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
40 福岡県	不同意の性交等を行った場合 同様にわいせつな行為を行った場合	免職 免職又は停職
	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	停職又は減給
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	相手の同意を得ずに性交等又はわいせつな行為をした職員	免職
	公共の乗物等において痴漢行為をした職員	免職・停職
	盗撮、のぞき、公然わいせつ、わいせつ物頒布その他法律・条例等に違反するわいせつな行為等をした職員	免職・停職・減給
	児童ポルノを所持、提供、製造等した職員	免職・停職
	(セクシュアル・ハラスメント)職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職・停職
	(セクシュアル・ハラスメント)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を繰り返した職員	免職・停職・減給
(セクシュアル・ハラスメント)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職・停職	
(セクシュアル・ハラスメント)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員	停職・減給・戒告	

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
	わいせつ行為をした場合	免職
41 佐賀県	繰り返しセクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職又は減給
	セクシュアル・ハラスメントをした場合	停職、減給又は戒告
42 長崎県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動(上記の場合を除く。)を繰り返した教職員	停職、減給
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員	減給、戒告
	※「わいせつ行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞぎ、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、人の性的な部位その他の身体の一部に触れること(相手の心身に有害な影響を与えるものであって、相手を著しく羞恥させ、若しくは相手に不安を覚えさせるようなものをする事)等が考えられる。	
43 熊本県	ア わいせつな行為等をした職員	免職又は停職
	イ 公共の乗り物等において痴漢行為をした職員	免職又は停職
	ウ 相手の意に反することを認識のうえで、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	ウの場合において、セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を発症したとき	免職又は停職
	エ 相手の意に反することを認識のうえで、セクシュアル・ハラスメントをした職員	減給又は戒告
44 大分県	法令、条例等に違反した信用失墜行為の場合	免職、停職、減給又は戒告
45 宮崎県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。)を繰り返した場合	停職、減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った場合	減給、戒告
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合	免職、停職
	痴漢行為、のぞぎ行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした場合	免職、停職、減給
46 鹿児島県	わいせつ行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合	免職、停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントをした場合	減給又は戒告
47 沖縄県	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職、減給又は戒告
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対象として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職、停職又は減給
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	公然とわいせつな行為をした場合	停職又は減給
	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした場合	停職又は減給
48 札幌市	わいせつ行為等により処罰された(未遂を含む。)場合	免職
	わいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした場合	免職、停職、減給
	ハラスメント行為が確認された職員(具体的な行為の態様、悪質性の程度に応じて)	免職、停職、減給、戒告
49 仙台市	① 不同意性交等、不同意わいせつ又は盗撮行為をした場合。	免職
	② ①の他、わいせつ行為をした場合。	免職又は停職
	③ セクシュアル・ハラスメントをした場合。	免職、停職、減給又は戒告

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
50 さいたま市	同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、その状態にあることに乗じる等、わいせつな行為をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職、停職
	公共の場所等において痴漢行為をした場合	免職、停職、減給
	公共の場所等において盗撮行為をした場合	免職、停職、減給
	つきまとい等のストーカー行為をした場合	免職、停職、減給
	法律や条例等に違反してのぞきその他のわいせつな行為を行った場合(具体的な行為の状況、悪質性等の程度による)	免職、停職、減給、戒告
51 千葉市	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職
	関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした場合	免職、停職、減給、戒告
	職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員	停職、減給
	上記において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職、停職
痴漢行為	免職、停職、減給	
盗撮行為	免職、停職、減給	
52 川崎市	児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした場合	免職、停職
	児童生徒以外に対して繰り返しセクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給
	児童生徒以外に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合	減給、戒告
	※ 上司等の立場を利用してセクシュアル・ハラスメントを行った場合、結果が重大であった場合等には量定を加重する。	
53 横浜市	保護者に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をし、又は法律・条例等に違反する行為をした場合	停職、免職
	児童生徒及び保護者以外の者に対してわいせつな行為をし、又は法律・条例等に違反する行為をした場合	停職、免職
	児童生徒及び保護者以外の者に対して、セクシュアル・ハラスメントをした場合	戒告、減給、停職、免職
54 相模原市	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	①相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。 ②この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。	①停職又は減給 ②免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	わいせつな行為(児童生徒等に対するものを除く)をし、法律・条例等に違反する行為をした場合	免職、停職又は減給
55 新潟市	職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合【この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合】	停職、減給 【免職、停職】
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職、停職、減給
	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職、停職
56 静岡市	前2号に規定するわいせつ行為のほか、法律又は条例に違反して盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行った場合	免職、停職、減給、戒告
	不同意性交、不同意わいせつなどの行為をした場合。条例の規定に違反して淫行をした場合。	免職・停職
	公共の場所又は公共の乗り物において痴漢行為をした場合	免職・停職・減給
	公共の場所又は公共の乗り物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	免職・停職・減給
法律や条例等に違反して、のぞきその他のわいせつな行為をした場合	免職・停職・減給・戒告	
57 浜松市	不同意性交、不同意わいせつ等	停職、免職
	淫行(18歳未満の者に対する淫行)	停職、免職
	痴漢行為、盗撮行為等	減給、停職、免職
	ストーカー行為	減給、停職、免職

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
58 名古屋市	不同意性交等又は不同意わいせつの行為をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、淫行をした場合	免職又は停職
	16歳未満の者に対して、威迫する、又は偽計を用いる等の違法な方法によりわいせつの目的で面会を要求した場合 16歳未満の者に対して、わいせつな姿等の画像又は映像を撮影して送信することを要求した場合	停職又は減給
	上記の面会要求により、当該16歳未満の者と面会した場合	停職
	自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した場合 児童ポルノを製造した職員は停職とする。児童ポルノを提供し、又は提供の目的で児童ポルノを所持した場合	停職又は減給
	児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した場合 不特定若しくは多数の者に提供、又は公然と陳列する目的で児童ポルノを製造し、又は所持した場合	免職
	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	停職
	正当な理由がないのに、ひそかに、又は性的な行為でないと誤信させたりするなど違法な方法により人の性的態度等を撮影した場合	停職
	違法な方法により撮影又は記録された人の性的態度等の画像等を不特定若しくは多数の者に提供し、公然と陳列し、又はインターネット等を通して送信した場合	免職
	公然わいせつその他のわいせつな行為を行った場合	停職、減給又は戒告
	つきまとい等のストーカー行為をした場合	停職又は減給
59 京都市	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強い性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。	免職又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職又は減給
	(一般勤務関係)18歳以上の者に対し、わいせつ行為を行った場合	免職
	(一般勤務関係)18歳以上の者に対し、セクシュアルハラスメントを行った場合 (一般勤務関係)18歳以上の者に対し、セクシュアルハラスメントを繰り返した場合 (公務外非行関係)一般勤務関係以外の場合で、18歳以上の者に対して、わいせつ行為を行った場合	停職、減給又は戒告 免職又は停職 免職又は停職
60 大阪市	不同意性交等を行うこと	免職
	1 暴行若しくは脅迫を用いること等により同意しない職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をする場合 2 相手の意に反することを認識した上で、他の職員に対し、性的な内容の発言、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の送付、身体への接触、つきまといその他の性的な言動(以下「性的言動」という。)を行う場合 2に掲げる行為を繰り返す場合	免職又は停職 減給又は戒告 停職又は減給
	2に掲げる行為を執拗に繰り返すことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させる場合	免職又は停職
	3 意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ若しくはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせる場合	免職又は停職
	4 公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑劣な言動をすること又はストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。)をする場合	免職又は停職
	5 公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行う場合	免職又は停職
	6 教職員が18歳未満の者に前3項に掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合	免職
	3から5までに掲げる行為を繰り返す場合	免職
61 堺市	不同意わいせつ、不同意性交等のわいせつな行為をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職
	公共の場所又は乗物において、痴漢行為、盗撮等をした場合	免職又は停職
	常習的に前項に規定する行為をした場合	免職
	ストーカー行為をした場合	免職、停職又は減給
	法律、条例等に違反して、わいせつ物の頒布又は陳列、のぞきその他のわいせつな行為をした場合	免職、停職又は減給
	職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強い性的関係を結び、又はわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言動」という。)をした場合 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言動を繰り返した場合	停職、減給又は戒告 免職、停職又は減給
前項の場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職又は停職	
62 神戸市	(ア) 不同意性交等、不同意わいせつなどの行為をした場合	免職
	(イ) 児童生徒性暴力等に該当する行為を行った場合	免職
	(ウ) わいせつ物を頒布、陳列した場合(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。)	免職又は停職
	(エ) 痴漢行為若しくはわいせつな行為(盗撮、のぞき等)をした場合(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。)	免職又は停職
	脅迫的行為又は職務上の影響力を用いることにより強い性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	免職、停職又は減給
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職、減給又は戒告
※ア～エの他、「兵庫県青少年愛護条例」等に抵触する行為をした場合は、このわいせつ行為等の量定に準じて扱う。		

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
63 岡山市	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	公共の乗り物等において痴漢行為をした場合	停職又は減給
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職又は停職
64 広島市	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	不同意性交等や不同意わいせつ行為を行った場合	免職
	痴漢行為をした場合	免職、停職
65 北九州市	法律や条例等に違反して、18歳未満の者に対して淫行をした場合	免職、停職
	法律や条例等に違反して、わいせつ物の頒布、陳列、盗撮、のぞきその他のわいせつな行為を行った場合(具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて)	免職、停職
	職場において他の者を不快にさせる性的な言動をし、又は職場外において他の職員を不快にさせる性的な言動を行った場合(具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて)	免職、停職、減給又は戒告
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
66 福岡市	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	本人の意向にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為が確認された場合	免職、停職、減給又は戒告
	強姦又は強制わいせつの行為をした場合	免職
	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職又は停職
	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	免職又は停職
67 熊本市	法律や条例等に違反して、のぞきその他のわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職、減給
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
	不同意性交等(刑法第177条に規定する不同意性交等をいう。)又は不同意わいせつ(刑法第176条に規定する不同意わいせつをいう。)をした場合	免職
67 熊本市	18歳未満の者に対して、淫行又はわいせつな行為をした場合	免職
	痴漢行為をした場合	免職
	公然わいせつその他のわいせつな行為をした場合	免職、停職、減給
	盗撮をした場合	免職
	① わいせつな行為等(刑法(明治40年法律第45号)、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び抑収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)、熊本県迷惑行為等防止条例(昭和39年熊本県条例第58号)等に違反するわいせつな行為等を行い、刑事事件として有罪となることを要しない。)をした場合	免職又は停職
	② 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給	
④ ③の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職	
⑤ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告	

(注) 「一」は当該項目に係る処分基準を定めていない場合である。